

各商品・各取引に係る契約締結前交付書面の交付の仕方等

(平 23. 12. 28)

No.	契約締結前交付書面の種類	参考 様式	一般的な交付の仕方等	その他取引に必要な法令規則上の手続き等	[参 考] 旧証券取引法時代の説明書面交付義務等
1	上場有価証券	有	- 証券会社では、No.1～No.5 を合冊にして、1 年に 1 度顧客に一斉交付又は口座（顧客）毎の交付管理をしているケースが多い。 - 登録金融機関では、個人向け国債の取扱いなど個々の取引の都度交付するケースが多い。	・外国株式等について外国証券売出しを行う場合には、別途、外国証券情報の提供が必要（一部例外有）	基本的にはなし ・預託証券（DR）の取引については証取法により説明書面の交付義務（1 年以内に交付している場合を除く）があった。【証取法第 40 条、証券会社府令第 29 条】
2	個人向け国債	有		なし	なし
3	円貨建て債券	有		なし ※私売出し等、譲渡制限のあるものについては、この書面を用いず、個別対応。	なし
4	外貨建て債券	有		・外国証券売出しを行う場合には、別途、外国証券情報の提供が必要（一部例外有） ※私売出し等、譲渡制限のあるものについては、この書面を用いず、個別対応。	なし
5	金銭・有価証券の預託等	有		・保護預り口座、振替口座、外国証券取引口座などの開設のため約款の交付が必要。	なし
6	新規公開株式	有	- 新規公開株式の目論見書に挟み込んで、個別に交付するケースが多い。 - 投資リスクの記載は No.1 と同じだが、上場前に取引されるため専用の契約締結前交付書面が必要となっている。	目論見書の交付義務あり【金商法第 15 条第 2 項】	目論見書の交付義務
7	店頭取扱有価証券	有 ※	非上場株式であるため No.1 とは別に作成し、個別に交付している。 ※日証協参考様式はグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に係るものが作成されている	日証協規則により、一部の店頭有価証券の勧誘に当たっては会社内容説明書又は証券情報と説明書を用いた説明が必要、また、グリーンシート銘柄の取引に当たっては確認書の徴求が必要【店頭有価証券に関する規則第 7 条、第 8 条】	説明書面の交付義務（1 年以内に交付している場合を除く）があった。【証取法第 40 条】
8	信用取引	有	・信用取引口座開設顧客に 1 年に 1 度一斉交付をしている証券会社が多い。	取引所規則により、所定の事項を記載した約諾書の受け入れ（顧客による差し入れ）が必要【東京証券取引所受託契約準則第 4 条、第 5 条等】	当時の日証協規則により、初回取引時のみ説明書交付義務があった【（旧）協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 6 条】
9	新株予約権証券	無	・コーポレートアクション等で取得(取引)が生じる際に個別に交付するケースが多い。	日証協規則により、初めて取引を行う際に、顧客より当該取引に関する手数料やリスクを理解した旨の確認書を徴求しなければならない【協会員の	当時の日証協規則により、初回取引時のみ説明書交付義務があった。【（旧）協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 6 条の 3】

No.	契約締結前交付書面の種類	参考 様式	一般的な交付の仕方等	その他取引に必要な法令規則上の手続き等	[参 考] 旧証券取引法時代の説明書面交付義務等
				投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 8 条】	
10	上場カバードワラント	有	・電磁的交付が行われるケースが多い。 （一部の証券会社で商品の取扱いあり）	日証協規則により、初めて取引を行う際に、顧客より当該取引に関する手数料やリスクを理解した旨の確認書を徴求しなければならない【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 8 条】	なし
11	現先取引	無	・基本契約書の取り交わし時に交付するケースが多い。 ・契約先に対して、1 年に 1 度交付している。	日証協規則により、予め基本契約書の締結が必要【債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則第 4 条】	なし
12	着地取引	無	・基本契約書の取り交わし時に交付するケースが多い。 ・契約先に対して、1 年に 1 度交付している。	日証協規則により、約定の都度、契約書の取り交わしが必要【債券等の着地取引の取扱いに関する規則第 3 条】	なし
13	仕組債等個別債券	無	・個別銘柄ごとにリスク事項等が異なるため、目論見書（売出しの場合）や商品説明資料（私売出しの場合）に添付して、契約の都度交付するケースが多い。	一部の仕組債については、日証協規則により、注意喚起文書の交付及び確認書の徴求が必要【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 6 条の 2、第 8 条】	なし
14	投資信託（目論見書を補完する書面）	有	・投資信託の目論見書に挟み込んで交付するケースが多い。 ・目論見書の記載で充足できない部分について記載している書面（「目論見書補完書面」という名称）。	目論見書の交付義務あり【金商法第 15 条第 2 項】	目論見書の交付義務
15	上場先物・オプション取引	有	・はじめて先物・オプション取引を行う際に、取引説明書を兼ねた契約締結前交付書面を交付し、確認書を受け入れる。 ・初回交付後は、先物・オプション取引口座開設顧客に 1 年に 1 度一斉交付をしている証券会社が多い。	日証協規則により、初めて取引を行う際に、顧客より当該取引に関する手数料やリスクを理解した旨の確認書を徴求しなければならない【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 8 条】 また、取引所規則により、所定の事項を記載した約諾書の受け入れ（顧客による差し入れ）が必要	説明書面の交付義務（1 年以内に交付している場合を除く）があった。【証取法第 40 条】
16	店頭デリバティブ取引	無	・はじめて店頭デリバティブ取引を行う際に、取引説明書を兼ねた契約締結前交付書面を交付し、確認書を受け入れる。 ・初回交付後は、店頭デリバティブ取引口座開設顧客に 1 年に 1 度一斉交付をしている証券会社が多い。	日証協規則により、初めて取引を行う際に、顧客より当該取引に関する手数料やリスクを理解した旨の確認書を徴求しなければならない【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 8 条】	説明書面の交付義務（1 年以内に交付している場合を除く）があった。【証取法第 40 条】